

第14節 緊急輸送計画

第1項	輸送対象の想定	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 市民班
第2項	緊急通行車両の確認	<input type="checkbox"/> 総括班	
第3項	緊急輸送車両等の確保	<input type="checkbox"/> 総括班	
第4項	災害救助法に基づく措置	<input type="checkbox"/> 福祉班	

【基本方針】

市及び関係機関は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送体制を確保するものとする。

なお、緊急輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- 1) 人命の安全
- 2) 被害の拡大防止
- 3) 市が実施する災害応急対策の円滑な実施

第1項 輸送対象の想定

1. 輸送の対象

緊急輸送の対象については、発災時における災害の状況を総合的に勘案して、おおむね次の3つの段階に区別する。

(1) 第1段階

第1段階は人命に係る救急救助活動、並びに応急災害対策活動等に関するものを優先して実施する。

《輸送の対象（第1段階）》

1) 第1段階

- a. 救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- b. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- c. 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電気、ガス、水道施設、保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- d. 医療機関へ搬送する負傷者等
- e. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

第2段階は、第1段階での内容を継続しつつ、食糧や飲料水など生命の維持に不可欠な物資並びに傷病者の後方搬送などを主体に実施する。

《輸送の対象（第2段階）》

2) 第2段階

- a. 上記第1段階の継続・続行
- b. 食糧、飲料水、その他生命の維持に必要な物資
- c. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送（搬送）
- d. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第3段階は第2段階での内容を継続しつつ、本格的な災害復旧作業に関する輸送活動を主体に実施する。

《輸送の対象（第3段階）》

3) 第3段階

- a. 上記第2段階の継続・続行
- b. 災害復旧に必要な人員及び物資
- c. 生活必需品

2. 輸送の方法

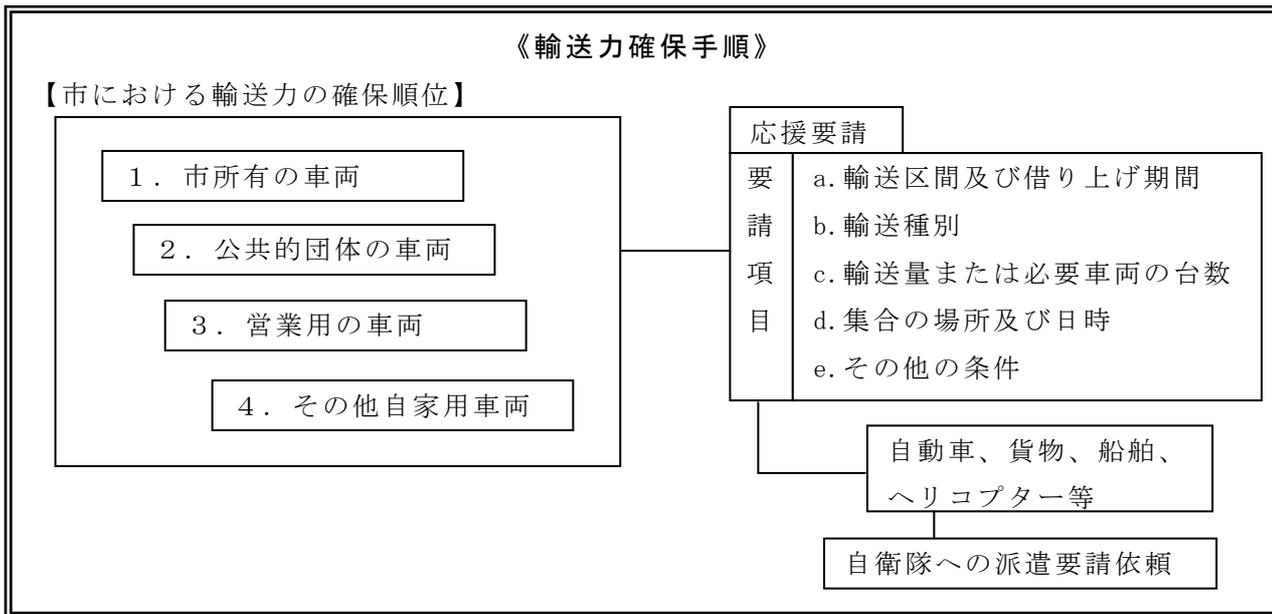
災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速、確実に輸送できる適切な方法を用いる。

《災害時の輸送方法》

- a. 自動車輸送
- b. 鉄道輸送
- c. 人力輸送
- d. 航空輸送
- e. 海上輸送

3. 輸送力確保手順

市における輸送力の確保順位は次のとおりである。市は、必要があると認めた場合には関係機関へ応援を要請し、市の緊急輸送力の確保について万全を期す。



4. 緊急輸送の依頼先

緊急輸送の依頼先については、次のとおりとする。

《輸送の依頼先》

種 別		確 保 時 の 状 況	依 頼 先 等
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	総括班等が配車指示
	営業用他	庁用車のみでは不足する場合	各民間事業所等 福岡県トラック協会等の 団体
鉄 道	J R等	自動車による輸送が不可能なとき 遠隔地から輸送するとき	九州旅客鉄道（株） 日本貨物鉄道（株）
航空機	自衛隊等	陸上交通が途絶した場合	知事または自衛隊等
船 舶	巡視船（艇） 自衛艦 フェリー	大量の災害応急対策要員や資機材等 を輸送する場合	知事または自衛隊、海上 保安本部 阪九フェリー（株）

第 2 項 緊急通行車両の確認

1. 緊急通行車両の確認

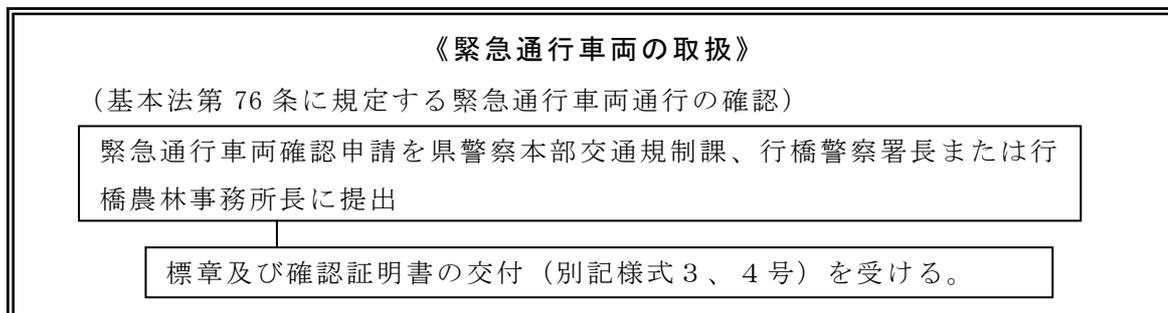
災害発生後、緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」及び「緊急通行車両として使用することを証明する書類」、「自動車検査証（写）」を、県または県公安委員会の次の担当部局に提出し、その許可を受けるものとする。

（1）県

- 1) 福岡県防災危機管理局
- 2) 行橋農林事務所

(2) 県公安委員会

- 1) 県警察本部交通規制課
- 2) 車両の使用の本拠（位置）を管轄する各警察署交通課



2. 緊急輸送路

《行橋市内の緊急輸送路》

区 分	路 線 名	市内延長(km)
国 道	国道10号	7.57
	国道201号	5.65
	国道496号	7.895
	椎田道路	1.85
主要地方道	直方行橋線	11.825
	行橋添田線	4.327
	椎田勝山線	4.994
	苅田採銅所線	3.601
	門司行橋線	10.691

(資料：行橋市都市計画マスタープラン)

※東九州自動車道（道路管理者：西日本高速道路(株)）は、平成25年12月現在、整備途中にあるため、記載していない。

3. 災害発生時の事前届出車両の措置 【資料編*Ⅱ.3.11】

第Ⅱ編第3章第9節「交通・輸送体制整備計画」に基づき、事前届出がなされている車両に関しては、県公安委員会は確認に係る審査を省略し、緊急通行車両確認証明書及び標章を直ちに申請者に交付することとなっている。

第3項 緊急輸送車両等の確保

1. 市有車両等の確保

市は災害時における輸送車両等の運用及び調達については、人員及び物資等の輸送手段

*資料Ⅱ.3.11「緊急通行車両の証明書等(様式1~4)」

の確保をあらかじめ定めておく。

- 1) 車両等の掌握は、“総括班”において行う。
- 2) 各班は、車両等を必要とするときは、“総括班”に配車を要請する。
- 3) “総括班”は、上記要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し要請者に通知する。

2. 市有車以外の車両等の確保

- 1) 各班は、市有車以外の車両等を確保する必要がある場合、“総括班”に車両等の確保を要請する。
- 2) “総括班”は、上記の要請があった場合、市有車以外の車両の確保に努める。
- 3) 市内で車両等の確保が困難な場合は、市町村間の相互応援要請等に基づき、下記の事項を明示して、周辺の市町村または県に協力を要請して車両の確保を図る。

《要請内容》	
a. 輸送区間及び借上期間	
b. 輸送人員、物資品名または輸送量	
c. 車両等の種類及び台数	
d. 集合場所及び日時	
e. その他必要な事項	

第4項 災害救助法に基づく措置

1. 輸送の範囲及び期間

災害救助法における輸送の範囲及び期間は次のとおりである。

《災害救助法における輸送の範囲及び期間》	
a. 被災者の避難	原則として、当該救助が認められる期間内とする。但し、それぞれの種目毎の救助の期間が、内閣総理大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）には、その救助に伴った輸送の期間も自動的に延長される。
b. 医療及び助産	
c. 被災者の救出	
d. 飲料水の給水	
e. 救助用物資	
f. 行方不明者の搜索	
g. 遺体の処理（埋葬を除く。）	

2. 費用の限度

災害救助法に基づく輸送費用の限度については、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。